

令和 8 年度 学習指導委託事業（摂津 SUNSUN 塾）に係る

プロポーザル実施要領

摂津市教育委員会学校教育課

1.目的

本要領は、学習指導業務（摂津 SUNSUN 塾）の委託に際し、近年の本市における課題である地域や家庭の事情による学習機会の不足に対応するため、長期休業期間を活用した短期集中型の指導により、基礎的・基本的な学習内容の定着を図り、学習意欲の向上に資する業者を公募型プロポーザル方式によって募集・選定することを目的とする。

2.概要

- (1)業務名称 学習指導業務委託事業（摂津 SUNSUN 塾）
- (2)履行契約期間 契約締結日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日
- (3)契約内容 別紙 仕様書のとおり
- (4)契約方法 契約方法は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 のとおりとする。
- (5)提案に係る上限額 総額 6,065 千円（消費税及び地方消費税を含む）
提案額（税込）が、上限額を超過した場合は、失格とする。
この金額は、契約時の予定額を示すものではなく事業規模を示すためのものである。提案のあった金額に基づき、提案上限額の範囲内で契約するものとする。
- (6)選定方法 ①本業務は、公募型プロポーザル方式により選定を行う。
②選定結果は参加業者全てに通知する。

3.プロポーザル参加資格要件

本公募型プロポーザルに参加できる者は、参加申込書の提出日において、以下の全ての要件を満たすものとする。

- (1)摂津市から入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (2)地方自治法施行令（昭和22年政令第6号）第 167 条の 4 に規定に該当しないこと。
- (3)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てが行われていないこと。
- (4)民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていないこと。
- (5)破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしているものでないこと。
- (6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (7)学習指導業務委託事業（摂津 SUNSUN 塾）の派遣が可能であり、短期集中型の学習指導や子どもの発達段階等に関する広範な知識及び教育技術を持つと認められること。
- (8)大阪府内に本店又は営業所を有し、教育委員会事務局・各小中学校との連絡・調整が速やかに行えること。
- (9)国税及び地方税を滞納していないこと。

4.スケジュール及び手続き概要

(1) プロポーザル参加意向表明書の受付

受付期間	令和 8 年 5 月 15 日(金)～ 6 月 5 日(金) ※ただし、上記期間中の土日祝日を除く。
受付時間	午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分
提出物	・【様式第 1 号】参加意向表明書 ・会社概要(指定様式なし、パンフレット等) 1 部
提出先	〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目 1 番 1 号 摂津市役所 教育委員会事務局 学校教育課 担当:馬田
提出方法	指定の提出物を持参、郵送、FAX により提出(6 月 5 日(金)必着)

(2) プロポーザルに関する質問の受付

受付期間	令和 8 年 5 月 15 日(金)～6 月 3 日(水) 午後 5 時まで
提出方法	E メールにて送付(送信後、電話連絡すること。)
提出先	摂津市教育委員会事務局 学校教育課 E メール:(代表)gakkou-kyouiku@city.settsu.osaka.jp 電話番号:06-6383-5763 担当:馬田
書式	・【様式第 2 号】質問書 ・質問内容は簡潔に記載するとともに、その質問が生ずる資料等の名称、ページの記載を必須とする。
留意事項	・電話や来訪による口頭での質問及び当該期間以外の期間における質問は一切不可。

(4) プロポーザルに関する質問の回答

回答期間	令和 8 年 6 月 8 日(月)
回答方法	質問内容及び回答をとりまとめて、プロポーザル参加意向を申出た全業者に E メールにて回答。

※回答内容は必要に応じ、実施要領の追加または修正とする。

(5) プロポーザル提案書類の受付

受付期間	令和 8 年 6 月 8 日(月)～6 月 18 日(木) ※ただし、上記期間中の土日祝日を除く。
受付時間	午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分
提出物	別紙参照
作成要領	・「提案書」は、A4 縦、横書き、10 ページ以内とする。

	・ 彩色、カラーコピーも可とする。
提出方法	指定の提出物を、持参もしくは郵送で提出。(6月18日(木) 必着)
提出先	〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目1番1号 摂津市役所 教育委員会事務局 学校教育課 担当:馬田
留意事項	提出後の内容変更(軽微な修正を除く)は不可。 摂津市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求める場合有。

(6) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

実施日程	※令和8年6月22日(月)、または23日(火) 予定
実施場所	摂津市役所 新館6階 601会議室 大阪府摂津市三島一丁目1番1号 (提案者ごとに集合時間は別途連絡)
所要時間等	1 者当たりの提案時間を15分以内とし、その後、選定委員からの質疑応答(10 分程度)を行う。出席者は、契約を履行する際に委託業務責任者となる予定の者及び本市担当者等の2~3 名程度とすること。
その他	必要に応じパソコン、プロジェクターを使用しての企画提案書の説明は可能とするが、プロジェクターとスクリーン以外の機器については各自で用意すること。

(7) 選定結果

選定結果については、プロポーザル参加業者へ書面で通知する。

発送予定日	令和8年6月26日(金)~30日(火)の期間内で発送
-------	----------------------------

(8) 契約締結

契約	令和8年7月上旬 予定
----	-------------

5. 審査と選定の方法

(1) 選定の流れ

- ①公募型プロポーザル方式によって優先交渉権者を選定する。
- ②本業務の公募型プロポーザルは、提案者から提出された提案書、プレゼンテーション、ヒアリング等をもとに、審査及び評価を行う。
- ③選定のための審査及び評価は、学習指導業務委託事業(摂津 SUNSUN 塾)に係る事業者選定委員会において行う。
- ④審査の上、評価の合計点が最も高い提案者を第一優先交渉権者として選定する。
なお、優先交渉権者は、次点の第二優先交渉権者まで選定する。
- ⑤優先交渉権者を選定後、第一優先交渉権者と契約協議を行い、委託者と第一優先交渉権者の

両者において合意の上、契約締結を行う。なお、第一優先交渉権者と契約協議の結果、契約に至らなかった場合、第二優先交渉権者と契約協議を行い、委託者と第二優先交渉権者の両者において合意の上、契約締結を行う。

- ⑥提案者がⅠ者の場合は、プレゼンテーションを実施し、審査及び評価の結果、適正な提案であると認められる場合、このⅠ者を第一優先交渉権者とする。

(2) 審査(プレゼンテーション)

4. スケジュール及び手続き概要の(6)のとおりとする。

(3) 評価基準

提案者から提出された提案書、プレゼンテーション、ヒアリング等は、下記の項目に基づき、摂津市学習指導委託事業(摂津 SUNSUN 塾)に係る事業者選定委員会において評価を行う。

①評価点の合計点は、評価基準①～⑥の 500 点(100 点×委員 5 名)とする。

②評価点の合計点が 300 点未満の場合、交渉権者とししない。

No.	評価項目及び配点	評価内容
①	本業務への基本方針 (5点)	・学習指導委託業務の趣旨理解 ・業務に関する理念と方針
②	業務実績 (5点)	・他の自治体等での業務実績
③	業務実施体制 (20点)	・社内体制 (講師欠員時の迅速なバックアップ体制、責任者による 現場巡回および運営管理、施設内トラブル発生時の即 応・報告体制等) ・広報(チラシ等の広報物) ・危機管理体制 ・情報管理体制 ・教育委員会との連携体制
④	講師の人材確保・資質向上 (15点)	・講師の採用条件、採用方法 ・研修等資質向上の取組 ・講師の人数
⑤	学習指導プログラム (30点)	・短期集中型(夏・冬)の特性を活かした基礎的・基本的 な学習内容の定着プログラム ・教材・教具 ・基礎基本の定着に向けた独自提案
⑥	見積価格 (25点)	・見積金額

(4) 失格理由

提案者から提出された関係書類等が、次のいずれかに該当する場合は、当該提案者を本業務の選定対象から除外するものとする。

- ①提出が定められた期限に遅れたとき。
- ②提出された書類に重大な不備又は虚偽の記載があるとき。
- ③提案書の費用見積額（消費税及び地方消費税を含む）が、設定された上限額を超過したとき。
- ④事前に選定結果に影響を与えるような工作をしたことが認められたとき。

(5) 選定結果

- ①選定結果は、優先交渉権者の選定後、令和 8 年6月26日（金）～30日（火）の期間内で通知を発送するものとする。
- ②選定結果の通知後、本市ホームページにて、評価及び選定結果について公表する。
公表する内容は、次のとおりとする。
 - ・第一優先交渉権者名及びその総合点
 - ・第二優先交渉権者及びその他提案者の総得点
- ③選定結果についての異議申立ては一切受け付けない。

6. 参考資料

資料Ⅰ 令和 8 年度学習指導委託業務（摂津 SUNSUN 塾）に係る仕様書

7. 留意事項

(1) 費用負担について

本件の参加に係る経費については、全て参加業者の負担とする。

また、提案書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される、第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じる責任は、全て参加業者の負担とする。

(2) 虚偽の申請について

提出書類の記載内容に関する責任は提出者が負うものとし、記載内容に関する虚偽が判明した場合は、提案競技参加の取り消し及び指名停止処分を通知する場合がある。

(3) 企業連合による参加について

本件の参加において、企業連合による2者以上の事業者で構成される事業体での参加は受付けない。

(4) 業務の再委託について

受託者は委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。

(5) 情報公開について

提出された書類は、優先交渉権者選定以外の目的に使用しない。ただし、摂津市情報公開条例（平成 5 年摂津市条例第 5 号）に基づく公文書の公開請求の対象となる。

(6) 提出資料の他、追加資料を求められた場合は速やかに提出すること。

(7) 提出資料については返却しないものとする。また、提出期限以降における企画書等の差替え及び再提出は認めない。

8. 問い合わせ・提出先

摂津市教育委員会事務局 教育総務部 学校教育課(担当:馬田)

〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目1番1号 摂津市役所

電話 06-6383-5763

FAX 06-6319-5066

Eメール(代表)gakkou-kyouiku@city.settsu.osaka.jp